

大井上水道企業団
地球温暖化対策実行計画

令和 8 年 3 月

目 次

1 背景	1
2 基本的事項	1
(1) 目的・法的位置付け	
(2) 対象範囲	
(3) 期間と関連計画	
3 温室効果ガスの排出状況	2
(1) 排出量	
(2) エネルギー種別使用量	
4 温室効果ガスの排出削減目標	2
参考指標（目標値は設定しない）	
5 目標達成に向けた取組	3
(1) 直接排出の削減	
(2) 間接排出の削減	
(3) 運用改善・再生可能エネルギー	
6 進捗管理体制と進捗状況の公表	4
(1) 推進体制	
(2) 点検・評価・見直し	
(3) 公表	

大井上水道企業団 地球温暖化対策実行計画

1 背景

地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」）に基づき、地方公共団体は自らの事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減等のための実行計画を策定する。大井上水道企業団は平成 29 年 3 月に策定した既存計画（平成 29～33 年度、平成 27 年度基準）を改定し、水道の安全・安定供給を確保しながら脱炭素化を推進する。

2 基本的事項

（1）目的・法的位置付け

本計画は温対法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）である。地方自治法第 292 条による準用関係を踏まえ、一部事務組合である企業団の事務・事業を対象とする。

（2）対象範囲

企業団が行う全ての事務・事業（事務所、水源・取水・送配水・ポンプ施設、公用車等）を対象とする。電力、ガソリン、軽油を主要管理項目とし、温室効果ガスのうち二酸化炭素を重点的に把握する。

（3）期間と関連計画

計画期間は令和 8～12 年度の 5 年間、基準年度は平成 25 年度（2013 年度）、目標年度は令和 12 年度（2030 年度）とする。

3 温室効果ガスの排出状況

(1) 排出量

項目	平成 25 年度（2013 年度）
CO ₂ 排出量合計（t-CO ₂ ）	1,266.24 t-CO ₂

(2) エネルギー種別使用量

項目	平成 25 年度（2013 年度）
電力使用量（kWh）	2,437,819 kWh
ガソリン使用量（L）	3,589.64 L
軽油使用量（L）	0 L

4 温室効果ガスの排出削減目標

政府実行計画の 2030 年度目標を参考に、CO₂排出量を 2013 年度（平成 25 年度）比 5%削減することを目標とする。これは企業団への一律の法定義務ではなく、基準年度の排出量、設備更新計画、電力調達及び費用対効果を検証した上で確定する。CO₂排出量 5%削減は、電力・ガソリン・軽油の各使用量を一律 5%削減する意味ではない。

項目	平成 25 年度（2013 年度）	令和 12 年度（2030 年度）目標値
CO ₂ 排出量（t-CO ₂ ）	1,266.24 t-CO ₂	1,202.928 t-CO ₂ （基準年度排出量×0.95）
基準年度比削減率	—	5%

令和 12 年度（2030 年度）の電力排出量基礎となる係数は 2012 年 0.516 kg-CO₂/kWh（調整前）を使用している。

参考指標（目標値は設定しない）

指標	平成 25 年度
年間総配水量（m ³ ）	2,603,411 m ³
年間総電力使用量（kWh）	2,437,819 kWh
1kW あたりの配水量（m ³ /kWh）	1.0679 m ³ /kWh

1kWh あたりの配水量 = 年間総配水量 ÷ 年間総電力使用量。比較する集計範囲を統一する。これらの参考指標は毎年度把握するが、2030 年度目標値は設けない。

5 目標達成に向けた取組

(1) 直接排出の削減

公用車の適正利用、エコドライブ、整備の徹底、更新時の低燃費車・電動車の検討を進める。非常用発電機は防災機能を維持し、試運転等の燃料使用量を把握する。

措置	具体的な実施内容
公用車	車両更新時に低燃費車の検討をおこなう。走行経路の効率化と不要なアイドリング抑制をおこなう。
非常用発電機	点検作業に最小限必要な燃料使用量を徹底し、使用量の把握をおこなう。

(2) 間接排出の削減

水源・施設別の電力使用量と送配水量を点検し、ポンプの適正運転、漏水対策、高効率ポンプ・モーターへの更新、LED化、空調の適正使用を進める。特に漏水による送水量、配水量を減らし、電力量の削減に努める。

措置	具体的な実施内容
ポンプ運転の改善	月別の電力量・送水量を点検。効率低下の原因を確認し運転を改善する。
設備更新・施設配置	更新時に高効率ポンプ・モータ、適用可能なインバータ制御、容量適正化を比較。
漏水対策	漏水調査、管路更新による総配水量（特に漏水による無効水量）の削減を進め、有収水量（有収率）の管理をおこなう。
庁舎等の省エネ	照明LED化、適正な空調設定、不要機器の停止を実施。

(3) 運用改善・再生可能エネルギー

電子文書の活用、資源の有効利用、環境配慮型調達を検討、利活用実施をおこなう。電力契約更新時には排出係数の低いものを検討し、太陽光発電等は安全性・災害対応・費用対効果を確認して判断する。

措置	具体的な実施内容
再エネ電力調達	排出係数の低いものを検討する。
太陽光等の導入	安全性・災害対応・費用対効果を確認して判断する。
調達・資源・フロン	環境配慮製品や再生材の採用、電子化・印刷の工夫、分別、空調機器等の点検を行う。

6 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

既存の組織及び決裁体制を活用し、計画統括者、施設・車両管理担当等を明確にする。担当部署・責任者は計画確定時に指定する。

措置	具体的な実施内容
計画統括者	庶務係長
施設担当者	工務係長
車両管理担当者	安全運転管理者

(2) 点検・評価・見直し

毎年度、使用量、温室効果ガス総排出量、参考指標及び取組状況を集計し、基準年度・前年度と比較する。増減要因を分析し、運転管理、設備更新及び予算に反映する。法令改正や事業範囲の変更等に応じて見直し、2030 年度の評価を踏まえて次期計画を検討する。

(3) 公表

本計画の策定・変更時には計画を公表し、毎年度、温室効果ガス総排出量を含む実施状況を年 1 回公表する。年度ごとの実施状況・結果公表資料は本計画本文とは別に作成する。

公表にあたり

- ① 電力排出係数は、基礎排出係数を使用する。
- ② ガソリンは、算定時点で適用される法令上の係数を使用する。
- ③ 軽油は、算定時点で適用される法令上の係数を使用する。